

東大阪市教育委員会令和7年4月定例会

1 日時 令和7年4月21日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時30分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長職務代理者	秦 卓 宏
委 員	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	田 中 宏 一

(出席説明員)

教育次長	永 吉 勝 則
教育次長	森 田 好 一
学校教育部長	太 田 恭 子
社会教育部長	早 崎 順 一
教育政策室長	西 田 幸 史
みらい教育室長	中 瀨 一 博
施設整備室長	上 田 章 博
学校教育推進室長	西 野 要
学校教育部次長	松 木 裕 幸
学校教育部次長	古 井 幸 久
社会教育部次長	中 西 正 人
みらい教育室次長	谷 口 理 志
施設整備室次長	脇 田 孝 之
教職員課長	出 井 孝 史
高等学校課長	奥 井 幸 史

4 議事

【秦教育長職務代理者】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和7年4月定例会を開会いたします。まず、古川前教育長が3月30日をもちまして退任されたのを受け、4月定例会より新たに教育長が任命されるまでの間、教育長職務代理者である私にて議事を進行させていただくこととなりますので、宜しくお願い致します。

本日の会議録署名委員は堤委員にお願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第11号 東大阪市教育振興基本計画 - 第3期東大阪市教育施策アクションプラン - 改訂の件」から日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、臨時代理第3号「懲戒処分に関する内申の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開といたします。

まず、日程第1 議案第11号について、説明をお願いします。

【西田教育政策室長】

議案第11号「東大阪市教育振興基本計画 - 第3期東大阪市教育施策アクションプラン - 改訂の件」につきましてですが、本アクションプランはより実行性のある計画とするべ

く、毎年、必要に応じ、見直しを行うこととしており、令和7年度の組織改編に伴うものや先月に成立しました令和7年度の予算に従い新たに取り組む施策等について追加および修正を行うものでございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第11号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第11号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第1「議案第11号 東大阪市教育振興基本計画 - 第3期東大阪市教育施策アクションプラン - 改訂の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第2「議案第12号 令和8年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【古井学校教育部次長】

「議案第12号 令和8年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、令和8年度に使用する市立日新高等学校の教科用図書の採択方針を、「東大阪

市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、市教育委員会が慎重に検討の上、採択を行い決定する」とするものでございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第12号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第12号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第2「議案第12号 令和8年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第3「議案第13号 令和7年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西田教育政策室長】

「議案第13号 令和7年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、東大阪市教育委員会表彰規則第3条の規定に基づき、市内に所在する公私の団体及び市内に居

住、勤務又は通学する者で、社会教育関係諸活動において特に功労があったものに対し、教育委員会表彰被表彰者として決定するものでございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第13号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第3「議案第13号 令和7年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第4「議案第14号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西田教育政策室長】

「議案第14号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、東大

阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、外部有識者3名を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、令和7年5月1日から令和8年4月30日まででございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第14号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第14号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

ご異議なしと認めます。よって、日程第4「議案第14号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第5「議案第15号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【中渕みらい教育室長】

「議案第15号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立学校運営協議会規則第7条及び第9条の規定に基づき、同協議会委員15名を

委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和7年5月1日から令和8年4月30日まででございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第15号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第5「議案第15号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第6「議案第16号 東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【上田施設整備室長】

「議案第16号 東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、学校園に配備して

いるネットワーク機器等の更新を迎えるにあたり、ネットワーク速度や情報セキュリティなどネットワーク環境を向上させ、安全かつ円滑な教育活動の実現に向けた ICT 環境の更新・運用保守を行う事業者を選定する委員 1 2 名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和 7 年 4 月 2 1 日から事業者決定まででございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第 1 6 号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第 1 6 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第 6 「議案第 1 6 号 東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 7 「議案第 1 7 号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【中西社会教育部次長】

議案第17号「東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動等に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名の任命を行うものでございます。なお、任命期間につきましては、令和7年4月21日から令和7年11月30日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会の委員名簿を添付しております。

【秦教育長職務代理者】

議案第17号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第17号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第7「議案第17号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

それでは、これから審議を行う 日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、臨時代理第3号「懲戒処分に関する内申の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、「臨時代理第3号 懲戒処分に関する内申の件」については、学校教育部にかかる案件ですので、両教育次長、学校教育部長、松木学校教育部次長、教職員課長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いします。

※傍聴者・説明員退室

【非公開審議】

※傍聴者・説明員入室

【秦教育長職務代理者】

次に日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、「臨時代理第4号 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会委員委嘱の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西野学校教育推進室長】

「臨時代理第4号 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会委員委嘱の件」につきましては、委員3名の任期が令和7年3月31日をもって満了となったため、東大阪市いじめの防止等に関する条例第17条並びに東大阪市いじめ問題サポート専門委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、4月1日より委員3名を引き続き、委嘱したものの報告でございます。

【秦教育長職務代理者】

それでは、臨時代理第4号について、何か御意見・御質問等がございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、臨時代理第4号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、「臨時代理第4号 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会委員委嘱の件」につきましては、原案のとおり承認することと決しました。

次に、日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、「臨時代理第5号、第6号及び第7号 一部職員の人事異動の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西田教育政策室長】

「臨時代理第5号、第6号及び第7号 一部職員の人事異動の件」につきましては、令和7年3月31日及び4月1日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

【秦教育長職務代理者】

それでは、臨時代理第5号、第6号及び第7号について、何か御意見・御質問等がございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、臨時代理第5号、第6号及び第7号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

日程第8「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、臨時代理第5号、第6号及び第7号につきまして、原案のとおり承認することと決しました。

次に、報告をお願いします。「市議会令和7年第1回定例会の審議状況について」の報告をお願いします。

【西田教育政策室長】

令和7年第1回定例会の審議状況について報告させていただきます。資料は、報告書をご確認ください。

市議会令和7年第1回定例会は、令和7年2月28日(金)から3月27日(木)までの28日間の会期で開催されました。本定例会における各議員による本会議質問は、3月10日(月)、11日(火)、12日(水)に、また、文教委員会は3月3日(月)、3月14日(金)、17日(月)に開催され、それぞれ審議報告のとおり、質疑・質問があり、議案の審議結果については審議結果のとおりとなっています。審議報告をご確認ください。

主な2点の審議内容とその他の数点の質問項目について、口頭になりますが報告させていただきます。

まず初めに、「2. 主な審議状況」の「代表質問」中、1つ目の項目にもあります「万博学校招待事業交通費補助事業」についてでございますが、本件は大阪・関西万博に学校行事として参加する際の交通費を一部補助するものであります。大阪・関西万博は、子どもたちが未来社会の技術やサービスに触れ、将来に向けた夢や希望を感じることができる貴重な学びの機会として参加するため、交通費を補助することは理解を示すものであるが、様々な要因により不参加を表明している学校に対する交通費の補助は想定されていない。万博への参加不参加は学校の判断であり、不参加の場合でも他の校外学習は実施される。同じ校外学習であるにもかかわらず、交通費の補助に差が生じることは公平性の観点からも問題であるという議会からの指摘に対し、教育委員会は、その他の校外学習にも活用できるように内容の見直しを図られたが、学校間で補助額にばらつきがあり、もう少し丁寧な対応ができるのではないか等の質疑・質問ならびに指摘がありました。

次に、「学校規模適正化」について、これまでの経過として、学校教育を良好な環境下で進めるために、平成20年学校規模適正化基本方針に基づく統廃合等は一定終了している。しかし、児童生徒数の学校間のばらつきが進んでいる中、その後の方針は示されておらず、学校規模適正化に関して早急な対応が求められる。また、施設の老朽化が進んでいることから、施設一体型の小中一貫校を見据えた施設の建て替え等、老朽化対策と併せて検討すべきである。一方、令和6年度において、入学生が10名以下という学校があり、課題の整理や研究をしている場合ではなく、現状を踏まえると個別の方向性を示す等全体的な方針策定と並行してスピード感をもって取り組むべきである等の質疑・質問ならびに指摘がありました。このほかスクールソーシャルワーカーの継続的な配置と待遇改善、未然防止対策を検討すべき不登校支援、物価高騰や給食費無償化に影響されない学校給食の質と量の確保、スポーツマウスガード作製補助にかかる効果的な広報の継続、早急に示すべき部活動地域移行にかかる教育委員会の方向性、STEAM(スティーム)教育の今後の在り方、学校間格差を解消するため教育委員会が示すべき緊急時の対応マニュアル、日新

高校にかかる今後の方向性と改革の必要性、市内企業が一丸となって整備を終えた体育館空調整備事業の広報及びニーズに応じた空調利用プリペイドカード販売場所の検討、生理用品のトイレ設置に向けた早急な対応、花園ラグビー場を活用した体験学習の検討、全庁的に取り組むべき生涯学習の推進、留守家庭児童育成クラブの待機児童解消に向けた取組と子どもの居場所づくりの必要性などの質疑、質問ならびに指摘がありました。

なお、市提案の令和7年度一般会計当初予算原案については、議会採決の結果「否決」となり、1点目「万博への学校招待事業交通費補助事業の修正」、2点目「STEAM教育関連経費の削除」、の2点を伴う修正案が議会より提案され、採決の結果「可決」されております。

【秦教育長職務代理者】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【田中委員】

STEAM教育の予算が否決されたということですが、僕としてはこのSTEAM教育に結構期待をされていて、代替で予算をかけずに継続していこうということでもいいですか。

【西田教育政策室長】

STEAM教育事業の予算削減の理由でございますが、我々提案者といたしましては、担当部署より教育推進にかかる強い意気込みも含めまして、事業経費の必要性を強く訴えていったところですが、予算削減の理由としては、「STEAM教育を否定するものではないが、担当部署より2年で一定の課題も見えてきている。2年の蓄積で予算を伴わない継続も可能であるという答弁があったため、一旦立ち止まり総括すべき」という議会の理解があったため、経費としては削減されたということでございます。

【秦教育長職務代理者】

次に、感謝状の贈呈について報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

（教育政策室） 1 件

（施設整備室） 1 件

【秦教育長職務代理者】

御意見・御質問はございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、本日の会議はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

それでは最後に、その他、教育委員の皆様から何かご意見ご質問等はございますか。

1 点、私からよろしいでしょうか。今日 Yahoo ニュースに載っていたのですが、子どもたちがゴールデンウィーク明けに学校に行きにくくなるという話が出ていたので、学校の現場の先生方においては少ししんどいなあと思う子どもがいる時には、できるだけお声掛けをして頂けたらと思います。やっぱりものすごくしんどいという子供たちもいると思う

のですが、どうしても学校にというふうになるとより辛くなるかもしれないので、その時には少し温かく見守っていただくようなことを皆様で共有していただけたらと思います。

【秦教育長職務代理者】

何か他にご意見ございますでしょうか。

それでは本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございますか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和7年5月19日(月曜日)午後2時より開会予定にしております。

【秦教育長職務代理者】

それでは、これもちまして、東大阪市教育委員会令和7年4月定例会を閉会いたします。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御疲れ様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長職務代理者	秦 卓宏
東大阪市教育委員会教育委員	堤 晶子